

品川区災害対策用井戸に関する要綱

制定 令和7年8月26日 区長決定

要綱第203号

(目的)

第1条 この要綱は、大震災等の災害時に供給が困難となるおそれのある生活用水を確保するため、品川区災害対策用井戸の登録および維持管理ならびに手動式ポンプの新設、維持修繕の補助等について必要な事項を定める。

(災害対策用井戸の種類)

第2条 災害対策用井戸の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 手動式ポンプ井戸
- (2) 電動式ポンプ井戸
- (3) 手動・電動式併用ポンプ井戸

(登録要件)

第3条 災害対策用井戸の登録については、次の要件を備えるものとする。

- (1) 区内の屋外に設置され、日常的に井戸として使用できる状態であること。
- (2) 井戸の所有者または管理者が、その井戸の存在する敷地内またはその隣接地に居住していること。
- (3) 災害時に近隣住民が使用しやすい場所にあること。
- (4) 登録を受けようとする井戸が、官公庁の公有財産でないこと。
- (5) 登録を受けようとする井戸の所有者が、区と災害時協力協定を締結していないこと。
- (6) その他、区の適正な業務の事業執行等により、災害対策用井戸の登録が妨げとならないこと。

(登録等の手続)

第4条 災害対策用井戸として登録を受けようとする井戸の所有者または管理者（以下「所有者等」という。）は、災害対策用井戸登録申請書（第1号様式）により区長に申請する。

- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、現地確認を含む審査を行い登録の可否を決定し、登録の決定をしたときは速やかに申請をした者に対し、災害対策用井戸登録通知書（第2号様式）により通知する。
- 3 世帯主の変更または相続等により災害対策用井戸の所有者等を親族内で変更した場合、新たな所有者等は、災害対策用井戸所有者（管理者）名義変更届

出書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

4 住居の売買等により、災害対策用井戸の所有者等を親族でない者に変更した場合で、引き続き災害対策用井戸として登録を受けようとするときは、新たな所有者等は、第1項の規定により申請しなければならない。

（災害対策用井戸所有者の責務等）

第5条 災害対策用井戸の所有者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 災害対策用井戸を適正に管理し、災害時に井戸水を付近の住民に提供すること。
- (2) 災害対策用井戸が設置されている旨を記載した表示板を災害対策用井戸に設置し、近隣から見える場所へ表示すること。

（維持管理等）

第6条 災害対策用井戸の所有者等は、災害対策用井戸の平常時の維持管理を確実に行うものとする。

- 2 災害対策用井戸の水質検査は、登録時および次年度以降は1年に1回（区が一年ごとに一斉に実施するとき。）行うものとし、検査に係る費用は、区が負担する。
- 3 区長は、災害対策用井戸の水質検査の結果について、必要に応じて公開する。

（災害対策用井戸の公表）

第7条 区長は、区ホームページおよび防災地図等において、災害対策用井戸の所在地を公表する。

（登録解除）

第8条 災害対策用井戸の登録を解除する場合は、次に掲げるときとする。

- (1) 災害対策用井戸の所有者等から災害対策用井戸登録解除申請書（第4号様式）による申請があったとき。
 - (2) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき、または、災害対策用井戸の所有者等が第5条に規定する責務を果たさないとき。
 - (3) 区の適正な業務の事業執行等により、区長が災害対策用井戸として適当でないと認めたとき。
- 2 前項により災害対策用井戸の登録を解除する場合は、災害対策用井戸登録解除決定通知書（第5号様式）により災害対策用井戸の所有者等であったものに通知する。

(災害対策用井戸に関する補助金)

第9条 区長は、災害対策用井戸に係る手動式ポンプの新設および維持修繕ならびに電動型井戸への手動式併設または手動式への切替に係る補助金を交付することができる。

2 電動ポンプの新設、維持修繕、水位低下による掘削工事および配管取替工事は対象外とする。

(補助対象者)

第10条 前条の規定による補助金の交付申請者(以下「交付申請者」という。)は災害対策用井戸の所有者等および災害対策用井戸の登録予定者とする。

(補助金の交付額)

第11条 補助金の額は、ポンプの新設、維持修繕等に要した費用の額に消費税額を合わせた額の実支出額とする。ただし、支出は一つの井戸につき原則1回とし、ポンプの新設、電動型井戸への手動式併設、手動式への切替については300,000円、経年劣化等による維持修繕については100,000円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第12条 交付申請者は工事の実施前に、災害対策用井戸補助金交付申請書(第6号様式)に必要な書類を添えて区長に申請しなければならない。なお、期日は別に区長が定める日までとする。

(補助金の交付決定および補助金額の確定)

第13条 区長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の審査を行い、補助の要件を満たすと認めたときは、補助金の交付および補助金額を決定し、災害対策用井戸補助金交付決定通知書(第7号様式)により、交付申請者に通知する。

2 区長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金交付の決定に際して条件を付し、必要に応じて現地確認をすることができる。

3 区長は、第1項の審査により、補助の要件を満たしていないと認めるときは、災害対策用井戸補助金不交付決定通知書(第8号様式)により、交付申請者に通知する。

(補助金の変更交付申請)

第14条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、前条による通知を受けた後、第12条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、災害対策用井戸補助金変更交付申請書（第9号様式）に必要な書類を添えて区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査して、変更の可否について決定し、災害対策用井戸補助金変更承認・不承認通知書（第10号様式）により、補助決定者に通知する。

（補助の取下げ・取止め）

第15条 補助決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、災害対策用井戸補助金（取下げ・取止め）届出書（第11号様式）を区長に提出しなければならない。

- （1） 補助金の交付決定後、ポンプの新設、維持修繕等を取止めるとき。
- （2） その他、補助金の交付申請を取下げるとき。

（補助金交付の請求）

第16条 ポンプの新設、維持修繕等を完了した補助決定者は、災害対策用井戸補助金請求書（第12号様式）により、区長に補助金を請求するものとする。
この場合において、災害対策用井戸補助事業実績報告書（第13号様式）を併せて提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第17条 区長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - （2） 区長が補助金の交付決定に際して付した条件に違反したとき。
 - （3） その他、この要綱の規定に違反する等、区長が補助金の交付を不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の一部または全部を取り消した場合は、災害対策用井戸補助金交付決定（一部・全部）取消通知書（第14号様式）により、その旨を補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、災害対策用井戸補助金返還請求書（第15号様式）により、補助決定者に対して期限を定め、その返還を求めるものとする。

(廃止の制限)

第19条 補助決定者は、区長の承認を受けずに当該井戸を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、または廃止（解体または撤去を含む。）することはできない。

(登録期間)

第20条 本登録の期間は第5条2項における通知を行った日の翌日から当該年度末までとする。

2 前項の期間が満了する日までに、区長および災害対策用井戸所有者のいずれからも登録の更新をしない旨の申し入れが行われなかった場合、従前と同一の条件で、さらに1年間更新されるものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は防災まちづくり部長が定める。

年 月 日

災害対策用井戸登録申請書

（申請先）
品川区長

（申請者）
住所
氏名
電話番号

私が所有（管理）する下記の井戸について、品川区災害対策用井戸に関する要綱の第5条に定める規定を遵守し、大震災等の災害時に必要に応じて地域住民等に井戸水を提供するための品川区災害対策用井戸としての登録を受けることを申請します。

記

1. 井戸の所在地 品川区 丁目 番 号
2. ポンプ種別 （該当する種別の番号を○で囲んでください。）
 1. 手動式ポンプ
 2. 電動式ポンプ
 3. 手動・電動式併用ポンプ
3. 井戸の状況 （該当する番号を○で囲んでください。）
 1. 現在使用中
 2. 現在は使用していないが、修理等を予定している。
 3. その他（ ）

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

災害対策用井戸登録通知書

様

品川区長

あなたが所有（管理）する下記井戸について、品川区災害対策用井戸として登録することを決定しましたので通知します。

記

登録する井戸の所在地	品川区	丁目	番	号
------------	-----	----	---	---

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

災害対策用井戸所有者（管理者）名義変更届出書

（申請先）
品川区長

（申請者）
住所
氏名
電話番号

災害対策用井戸の所有者（管理者）の名義変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 災害対策用井戸の所在地 品川区 丁目 番 号

2. 変更内容

変更前 所有者（管理者）

変更後 所有者（管理者）

3. 変更理由

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

災害対策用井戸登録解除申請書

（申請先）
品川区長

（申請者）
住所
氏名
電話番号

私が所有（管理）する井戸を品川区災害対策用井戸の登録から解除することを申請します。

記

登録されている井戸の所在地 品川区 丁目 番 号

登録解除申請理由

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

災害対策用井戸登録解除決定通知書

様

品川区長

あなたが所有（管理）する下記井戸について、品川区災害対策用井戸としての登録を解除することを決定しましたので通知します。

記

登録を解除する井戸の所在地

品川区

丁目

番

号

登録解除理由

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

災害対策用井戸補助金交付申請書

（申請先）
品川区長

（申請者）
住所
氏名
電話番号

災害対策用井戸に関する補助金の交付を受けたいので、品川区災害対策用井戸に関する要綱第12条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1. 井戸の所在地 品川区 丁目 番 号

2. 補助事業の内容

- ① 手動式ポンプの新設
- ② 手動式ポンプの維持管理（修繕）
- ③ 電動式ポンプへの手動式の併設
- ④ 電動式ポンプの手動式への切替

* 電動式ポンプの新設、修繕、水位低下による掘削工事、配管取替工事は補助事業の対象外となりますので、ご注意ください。

3. 補助事業の工事、修繕予定期間

年 月 日 から 年 月 日まで

4. 補助金額 円

* 補助金額は、ポンプの新設、修理に要した費用の額に消費税額を合わせた額の実支出額となりますが、一回のポンプの新設等で300,000円、経年劣化等による維持修繕で100,000円を上限とし、予算の範囲内で交付します。

5. 添付書類

- (1) 見積書の写し
- (2) 設計図面

第7号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

災害対策用井戸補助金交付決定通知書

様

品川区長

品川区災害対策用井戸補助金付申請書について、審査した結果、品川区災害対策用井戸に関する要綱第13条第1項の規定に基づき、以下のとおり補助金を交付することを決定いたしました。

記

1. 補助金額

項目	金額	備考
ポンプの新設、修理等 費用額（税込）	円	
補助金額	円	品川区災害対策用井戸に 関する要綱第11条の規 定にもとづく金額
申請者負担額	円	

2. 決定した補助金については、品川区災害対策用井戸に関する要綱第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり条件を付すこととします。

条件：

*条件欄が空白の場合は条件を付していません。

担当部署：

担当者：

問い合わせ先：

第 8 号様式（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

災害対策用井戸補助金不交付決定通知書

様

品川区長

品川区災害対策用井戸補助金交付申請書について、審査した結果、品川区災害対策用井戸に関する要綱第 1 3 条第 3 項の規定に基づき、以下のとおり補助金を交付しないことを決定いたしました。

記

--

担当部署：

担当者：

問い合わせ先：

災害対策用井戸補助金変更交付申請書

（申請先）

品川区長

（申請者）

住所

氏名

電話番号

品川区災害対策用井戸に関する要綱第12条の規定に基づき、申請しました品川区災害対策用井戸補助金交付申請書を変更しますので、同要綱第14条第1項により、以下のとおり提出します。

補助金交付決定通知日	未交付 ・ 年 月 日
補助金額(変更前)	
補助金額（変更後）	
変更理由	

※添付書類として、以下の書類を添付します。

- (1) 見積書の写し
- (2) 設計図面
- (3) その他変更の根拠となる資料

第10号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

災害対策用井戸補助金変更承認・不承認通知書

様

品川区長

災害対策用井戸補助金変更交付申請書について、審査した結果、品川区災害対策用井戸に関する要綱第14条第2項の規定に基づき、以下のとおり補助金の変更について決定いたしましたので、通知します。

記

1.

変更の可否	承認 ・ 不承認
	※不承認の理由

2. 補助金額

項目	変更前	変更後
ポンプの新設、修理等 費用額（税込）	円	
補助金額	円	
申請者負担額	円	

3. 決定した補助金については、品川区災害対策用井戸に関する要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり条件を付すこととします。

条件:

*条件欄が空白の場合は条件を付していません。

担当部署：

担当者：

問い合わせ先：

第 1 1 号様式（第 1 5 条関係）

年 月 日

災害対策用井戸補助金（取下げ・取止め）届出書

（申請先）
品川区長

（申請者）
住所
氏名
電話番号

品川区災害対策用井戸に関する要綱第 1 2 条の規定に基づき、申請しました品川区災害対策用井戸補助金交付申請書を（取下げ・取止め）ますので、同要綱第 1 5 条第 1 号または第 2 号により、以下のとおり提出します。

補助金交付決定通知日	未交付 ・ 年 月 日
理由	

第 1 2 号様式（第 1 6 条関係）

年 月 日

災害対策用井戸補助金請求書

（申請先）
品川区長

（申請者）
住所
氏名
電話番号

年 月 日付第 号により交付決定のあった災害対策用井戸の補助金について品川区災害対策用井戸に関する要綱第 1 6 条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1. 請求額 円

2. 振込口座

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・その他		
支店名	本店 支店 出張所	支店番号	
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

私は、上記口座名義人に災害対策用井戸補助金の受取を委任いたします。

年 月 日

氏名

第 1 3 号様式（第 1 6 条関係）

年 月 日

災害対策用井戸補助事業実績報告書

（申請先）
品川区長

（申請者）
住所
氏名
電話番号

年 月 日付第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業の工事が完了したので、品川区災害対策用井戸に関する要綱第 1 6 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1. 井戸の所在地 品川区 丁目 番 号

2. 補助事業の内容

- ① 手動式ポンプの新設
- ② 手動式ポンプの維持管理（修繕）
- ③ 電動式ポンプへの手動式の併設
- ④ 電動式ポンプの手動式への切替

3. 補助事業の工事、修繕期間

年 月 日 から 年 月 日まで

4. ポンプの新設、修理費用額（税込） 円

5. 添付資料 （裏面貼付）

工事金額の実績が分かる書類（請求書等）および工事前後の書類

第 1 4 号様式（第 1 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長

災害対策用井戸補助金交付決定（一部・全部）取消通知書

品川区災害対策用井戸補助金交付決定通知書について、品川区災害対策用井戸に関する要綱第 1 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり補助金交付の（一部・全部）を取り消しましたので通知します。

取消の種類	一部 ・ 全部
-------	---------

交付決定金額	取消前	
	取消後	
取消の理由		

担当部署：
担当者：
問い合わせ先：

第 1 5 号様式（第 1 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長

災害対策用井戸補助金返還請求書

品川区災害対策用井戸に関する要綱第 1 8 条の規定に基づき、次のとおり補助金の返還を請求します。

1. 補助金返還請求額 円

2. 返還方法
別添え納入通知書により金融機関へ納付してください。

3. 返還期限
年 月 日 ()

担当部署：
担当者：
問い合わせ先：